

教育文化助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の教育文化団体等が実施する県民の教育文化活動を促進するための事業に対し、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）が、当該事業に要する経費の一部を助成する教育文化助成事業助成金の交付を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象事業及び助成対象経費はそれぞれ別表1及び別表2のとおりとする。
2 理事長は、福岡県内に本拠地を置く教育文化団体等が実施する助成対象事業に対し予算の範囲内において助成対象経費の2分の1以内の助成金を交付するものとする。ただし、助成金の上限額は別表3のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 この助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等は、別表4のとおりとする。
2 この助成金の交付を受けようとする教育文化団体等は、助成金交付申請書（様式1）に事業実施計画・収支予算書（様式2）及び事業実施要領等参考資料を添えて、別途定められた日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める助成対象事業の採択に関する委員会に諮って、適当と認められた事業（以下「助成事業」という。）に対し助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式3）により助成金交付申請をした教育文化団体等（以下「助成対象事業者」という。）に通知するものとする。
2 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付することができる。

(事業計画の変更及び承認)

第5条 助成対象事業者は、助成事業の内容を変更（中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式4）により理事長の承認を受けなければならない。
2 理事長は、前項の規定による変更が当初の事業実施趣旨に沿うものであると認めるとき、又はやむを得ないと認めるときは、助成事業変更承認通知書（様式5）により、当該助成対象事業者に通知するものとする。
3 第1項に規定する変更が、交付決定された助成金の額に変更をきたさないなどの軽微な場合は、報告をもってこれに代えることができる。

(実績報告書の提出)

第6条 助成対象事業者は、助成事業を完了したときは完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（様式6）に事業実施収支決算書（様式7）及び事業実施参考資料を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定による報告を受け、その内容、成果等を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式8）により当該助成対象事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた助成対象事業者は、通知のあった日から10日以内に助成金請求書(様式9)を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条に規定する助成金請求書を受けた日から1か月以内に助成金請求書に記載の指定口座に振り込むことにより、助成金を交付する。

(助成金の概算払)

第10条 助成対象事業者は、助成事業の円滑な実施のため、助成金概算払申請書(様式10)により概算払を申請することができる。

2 理事長は、前項に規定する申請が適当であると認められる場合は、概算払をするものとする。

(事業の調査及び検査)

第11条 理事長は、助成事業の実施状況を現地調査し、又は必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の額を減額し、又は一部若しくは全額の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付申請、実績報告について不正の事実があった場合
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (4) 助成事業の実施状況の調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
- (5) その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた場合
- (6) 助成金確定額が第10条による助成金の概算払額を下回った場合

2 返還の場合の振込手数料は、助成対象事業者の負担とする。

(帳簿及びその証拠書類の保存)

第13条 助成対象事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整理し、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人への移行の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月8日から施行し、平成26年度教育文化助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月24日から施行し、平成28年度教育文化助成事業から適用する。

別表1(第2条関係)助成対象事業

助成の趣旨	事業項目			事業概要	摘 要
	中項目	小項目	細 目		
青少年の自主性、社会性、芸術性を培う多様な体験活動及びボランティアに関する学習や実践活動のための体験活動を助成することにより、心豊かな青少年の育成に資する。	1 青少年活動助成事業	(1) 青少年体験活動助成事業	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業	青少年が行うボランティアの学習及び実践活動並びに自然等体験活動を通して、豊かでたくましい心を育成し、自主性、主体性を涵養する多様な体験活動	助成の対象とならない事業 ①政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的とする団体の実施する事業 ②暴力団の利益になる事業又は暴力団の活動を資することとなる事業 ③特定の団体や企業の広報・宣伝活動と認められる事業 ④市町村等の行政機関が主催・共催する事業又は行政機関から委託された事業 ⑤行政機関や他の財団等から助成を受けている事業(文化財保存活動助成事業を除く。) ⑥事業計画若しくは事業予算が不明確である事業又は4人以上の役員がいないなど組織体制が小規模又は不明確な団体が実施する事業 ⑦小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校等が教育課程に基づいて実施する授業や学校行事等の教育活動(ただし、児童生徒等に係る参加費を徴収する芸術鑑賞会等で、地域住民等も参加する事業を除く。) ⑧チャリティーを目的とした事業 ⑨音楽、書道、生花、茶道、スポーツ、囲碁、将棋又は舞踊等の教授所若しくは教室等が行う発表会等の事業や個展、会員展、クラブ発表会等特定の構成員のみによって行われる事業 ⑩芸術文化鑑賞体験助成事業を学校が申請する場合を除き、事業総額が助成金の上限額の5倍以上となる事業(例えば、助成金の上限額が20万円の場合事業総額100万円以上の事業は助成の対象とならない。) ⑪過去3年間連続して助成を受けている団体の事業(文化財保存活動助成事業を除く。) ⑫1つの団体が行う2つ以上の事業(1回の募集で1団体につき1事業とする。)
			(イ) 芸術文化鑑賞体験助成事業	優れた芸術文化を鑑賞する体験を通して心豊かな青少年を育成する事業	
			(ウ) 芸術文化発表体験助成事業	青少年が芸術文化の創造・発表体験を通して、豊かな芸術性を涵養する事業	
地域文化振興のために実施する事業に助成することにより、地域文化活動の活性化に資するとともに、県民の文化財への理解を深め、文化財保護の普及・発展に資する。	2 地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	(ア) 地域文化発表体験助成事業	地域の芸術文化団体・グループ等が文化振興のために広く一般市民を対象に自らが行う公演・展示等の発表や体験講座等	
			(イ) 地域文化人材育成助成事業	地域における芸術文化活動の活性化に不可欠な人材の育成を図る研修・講座等	
			(ア) 民俗芸能等奨励助成事業	民俗芸能等の文化財を後世に継承するための保存活動、普及広報活動、後継者養成活動及び伝承教室・講習会、保存伝承のための用具の新調・修理等	
教職員研究団体等が教育課題の解決に向け自主的・先導的に行い、かつ有益な成果が期待される研究・実践活動を助成することにより、教育水準の向上及び教育成果の普及・振興に資する。	3 教職事員研究助		(ア) 教職員研究団体等助成事業	福岡県教育研究所連盟及び小・中学校の教科等研究会の実施する事業	
福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟に助成することにより、中学校・高等学校の文化部活動の振興を図るとともに、保護者負担の軽減に資する。	4 その他の助成事業		(ア) 中・高文化部活動助成事業	九州高等学校演劇研究大会及び福岡県高等学校芸術・文化連盟会長が認める全国規模の大会への参加並びに福岡県中学校文化連盟総合文化祭及び全国中学校総合文化祭への参加	
年度の中で緊急、かつ特別に助成する必要があると認められる事業に予算の範囲内で助成することにより本県教育文化の振興に資する。			(イ) その他の助成事業	緊急に助成が必要とされる事業、その他特に助成が必要とされる事業	

別表2(第2条関係)助成対象経費

費 目		内 容
賃 金		会場の整備、運営の補助等のためのアルバイトの一時的な雇用に要する経費 実行委員会等の構成員に係るものは該当しない。
報 償 費		講演、講習会等の講師、指導者等への謝礼(旅費等は含まない。) 実行委員会等の構成員に係るもの及び、報償の目的で購入される記念品、賞品等に係るものは該当しない。
旅 費		講師、指導者等の旅費及び実行委員会等の構成員が事業実施運営のための会議等に出席する旅費(算出の根拠を明瞭にすること。)
需用費	消耗品費	事業の運営に要する消耗品費 団体運営に係るものは該当しない。
	食糧費	講師、指導者等の食糧費(弁当程度のもの。) 実行委員会等の構成員に係るものは該当しない。
	印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム等の印刷費
役務費	通信運搬費	郵便料、電信料、運搬料
	手数料	振込手数料、クリーニング代、ピアノ調律手数料、著作権使用料等
	保険料	参加者及び実行委員会等の構成員の傷害保険料等
委託料		事業を一括して、第三者に委託するなど事業そのものの委託は該当しない。
使用料及び賃借料		事業の運営に要する会場、器具等借用料、車借上料、有料道路通行料、駐車場使用料等。 団体運営に係るものは該当しない。
その他の費目等		文化財保存活動助成事業は、保存伝承のための用具の新調(備品購入費)及び修理に要する費用を助成対象とすることができる。団体の運営のための人件費、運営費、備品購入費、接待費、飲食費及び上部団体への負担金などは該当しない。

別表3(第2条関係)助成金の上限額

事業項目			助成金の上限額
中項目	小項目	細目	
1青少年活動助成事業	(1)青少年体験活動助成事業	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業	20万円
		(イ) 芸術文化鑑賞体験助成事業	30万円
		(ウ) 芸術文化発表体験助成事業	30万円
2地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	(ア) 地域文化発表体験助成事業	30万円
		(イ) 地域文化人材育成助成事業	25万円
	(2) 文化財保存活動助成事業	(ア) 民俗芸能等奨励助成事業	20万円
3教職員研究助成事業		(ア) 教職員研究団体等助成事業	10万円
4その他の助成事業		(ア) 中・高文化部活動助成事業	高等学校は生徒1人につき全国規模の大会にあつては1万円、九州規模の大会にあつては5千円を上限とする。ただし、1校につき全国規模の大会にあつては30万円、九州規模の大会にあつては15万円を上限とする。中学校の全国中学校総合文化祭は高等学校の全国規模の大会に準ずる額とする。
		(イ) その他の助成事業	予算の範囲内で別途定める額

別表4(第3条関係)助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等

事業項目			助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等
中項目	小項目	細目	
1青少年活動助成事業	(1)青少年体験活動助成事業	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業	学校又は教育文化団体及び地域・団体単位で組織された実行委員会
		(イ) 芸術文化鑑賞体験助成事業	同 上
		(ウ) 芸術文化発表体験助成事業	同 上
2地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	(ア) 地域文化発表体験助成事業	同 上
		(イ) 地域文化人材育成助成事業	同 上
	(2) 文化財保存活動助成事業	(ア) 民俗芸能等奨励助成事業	市町村教育委員会から推薦を受けた個人、又は文化財保存団体
3教職員研究助成事業		(ア) 教職員研究団体等助成事業	福岡県教育研究所連盟及び小・中学校の教科等研究会
4その他の助成事業		(ア) 中・高文化部活動助成事業	福岡県高等学校芸術・文化連盟又は福岡県中学校文化連盟
		(イ) その他の助成事業	学校又は教育文化団体及び地域・団体単位で組織された実行委員会